



社会福祉法人 村 山 苑

村山苑だより



「このような時だからこそ」

福祉事業センター 施設長 芦 崎 康 彦



新型コロナウイルスの感染は未だに収束の見込みも見えない中で、皆様におかれましては、感染拡大防止のために日々ご尽力頂いていることと思います。早々にワクチンや治療薬等の開発が進み、一日でも早く必要な方々に届くことを願うばかりです。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日本や世界では様々な対応がされてきました。マスクの着用、消毒、外出自粛、緊急事態宣言の発動、ロックダウン等多岐に渡り、その対応策への賛否両論等の意見に振り回され、ある意味対応する我々自身の疲弊感だけが強まっているような気がします。また、毎日の報道による感染者数の人数だけに目が行き、目先だけの数字で判断するようになっていないでしょうか。今一度、新型コロナウイルス感染拡大防止に必要な事は何か等足元から見つめなおし、改めて基本から行っていく事が重要であると考えます。日々の感染者数の増減に踊らされることなく、今、我々や各施設、地域が行わなければならないことは何かを考え、実践し継続していく事が大きな力となると思います。「感染しない」「持ち込まない」「持ち出さない」を徹底していくためにも、一人一人が自らの問題と捉え、手指消毒、マスクの着用、検温等の徹底、組織としては施設の消毒、外来者等の健康状況等の把握、関係諸機関との連携、利用者及び家族等の状況把握等、必要と思われる感染防止対策の徹底が挙げられます。ここに記載したことは、誰もが「当たり前」の事と感じられていることと思いますが、この「当たり前」の実践・継続は簡単そうに難しいのも事実です。このような時だからこそ「当たり前」の事を「当たり前」に行えるよう、一人一人が、組織が、地域が同じ目標・目的に向かって取組んでいく必要があるのではないのでしょうか。新型コロナウイルスという見えない敵に対し皆様と力を合わせ、この難局を共に乗り切りたいと思います。また、この基本的な考えは普段の施設経営にも言えることではないでしょうか。

令和元年度 事業報告

令和元年度は、改正社会福祉法施行後初めての役員改選期にあたり、6月の定時評議員会にて7名の理事と2名の監事が選任され、前年度に引き続き「社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を、確実、効率的かつ適正に行うため、自主的な経営基盤の強化・提供する福祉サービスの質の向上・事業経営の透明性の確保」を図ってきた。社会福祉法人に求められている地域における公益的な取り組みとして相談事業のほか多種別施設経営の利点を活かした生活困窮者就労訓練事業（中間的就労）及び東京都社会福祉協議会の「はたらくサポートとうきょう」事業は、開始3年目となり救護施設や介護保険事業所のほか保育園でも受入が進み、次のステップ（一般就労や職業専門学校）へ繋がった利用者が増えた。

全国社会福祉協議会実施のアジア社会福祉従事者研修生の受入も7月18日から8月30日の44日間、すべての施設で受入を行った。

残念ながら、令和元年度においても「不適切な支援（保育園児に対する不適切支援）」があった。保育園内での“しつけ”として厳しく接しすぎてしまったり、子どもへの過度な期待により起こってしまいがちな事例ではあったが、保育にかかわらず、すべての職員一人一人が適切なかわりを持つための専門性を高めることとともに、管理職のマネジメント力の強化が課題として明確になり、参加型ワークの研修を実施した。

1. 施設整備及び各施設共通事項

施設整備としては、8月末にハトホームの北館大規模改修（空調設備等）及びプライバシー保護改修工事が完了した。9月には「第2ハトホーム」の認可（同時に「ハトホーム」の減員認可）があり、法人各施設の職員の協力で東京都清瀬代替施設に無事引越すことができた。「(仮称)ハトホーム増改築工事」として東京都から老人福祉施設整備費補助対象事業の内示を受け、10月に入札を実施、施工業者が決定した。令和元年度末には、ハトホーム南館（倉庫、霊安室を含む）・診療棟・リハビリ棟の解体が終了した。次年度末には、新しい「第2ハトホーム」の建物が完成予定である。

令和元年度も職員確保、育成、定着を大きな課題として取り組んだ。職員確保の一環で、外国人技能実習生の受入を検討した。監理団体の「はっぴねす事業協同組合」に入会し、技能実習生受け入れ申し込みをした。常務理事と介護保険事業責任者が夏にベトナム現地へ赴き面接をした。ベトナムチャビン大学第1期生で日本語能力N4の2名が選考され技能実習計画認定申請を提出したところ3月6日に認定された。次年度の8月に「ハトホーム」で実習予定である。また、人材育成では、法人理念をはじめとする新任職員研修やテーマ別研修、福祉サービス研究研修は参加した職員の法人帰属意識やスキルアップに繋げることができた。

年度末になり、新型コロナウイルスの全世界的な拡大が起こり、国内において特に東京都下での感染が広まってきた。法人としては“感染症防止対策のための委員会”を立ち上げ、集団感染を防ぐための施設毎の対策、職員への注意喚起を行い、年度末の行事の中止や縮小、理事会・評議員会の決議の省略等に対応した。

2. 介護保険事業

令和元年度の稼働率であるが、9月1日ハトホームと第2ハトホームの2施設に分割されたこともあり、分割前と分割後に分けて記載したい。4月～8月までの分割前は95.3%、分割後（9月～3月）のハトホームは96.6%、第2ハトホームは95.9%であった。年度当初から引越しや分割に向けた準備等を最優先せざるを得なかったことから、分割前は稼働率が低く、その影響は両施設とも11月まで続いた。12月から両施設とも稼働率が97%台から98%台へと上昇した。経営の安定化に向け、支出減と収入増に取り組まなければならないことは言うまでもないが、とりわけ収入の柱である稼働率に注目し、迅速な入所など各部署の連携ができていたことが後半の稼働率上昇につながっている。次年度に期待が持てる結果となった。

ハトホームショートステイ事業は1日平均利用者数8人の目標に対し分割前は6.5人、80.6%、分割後は6.0人、75.6%であった。分割後は積極的に長期利用者にショート利用を促した。長期利用者は特養入所の待機者でもある。そのため、特養本体に欠員が生じるとショート利用者が次の日には特養本体に入所するため、本体の稼働率は高い水準で維持することができる。半面、ショートステイは利用者が特養本体に入所すると利用率は下がる。利用率が100%を超える月もあれば、70%台に落ち込む月もあるなど不安定である。今後は短い期間利用するリピーターを増やすことに努めていかなければならない。また、ご家族対応が困難な場合の利用者の送迎、受診対応など、ショート担当者の負担が大きく、改善に向け取り組むべき課題である。ハトホームのショートステイは令和3年隣接する第2ハトホームに移ることになっており、ハトホームとしてはショートステイを行わない予定である。しかし、ショートステイを上手に活用することで、特養本体の稼働率に貢献できることが明確になったなか、ハトホームのショートステイについて今後の検討課題としたい。

ハトホーム在宅サービスセンターは1日の平均利用者数17人の目標に対し14.1人、利用率56.3%と、昨年を大幅に下回った。特養入所等で利用が終了した方に加え、新規利用者の紹介がほとんどなかったことなどで利用率が低迷した。さらに欠席率も高く、欠席率15%以下の月が年間で5カ月しかなく多い月は27%の欠席率の月もあった。安定した経営を保つためにも欠席率を下げることで新規利用者の獲得である。そのためにもハトデイの「ウリ」を明確にし、次年度はADL維持等加算と個別機能訓練とを連動させてサービスを提供する予定である。

ほんちょうケアセンター訪問介護事業所はサービス提供責任者が担当できる上限の人数を担当している事から、新規の利用希望があってもお断りせざるを得ない状況である。サ責を増員、あるいは若いヘルパーを常勤で雇用し活動量を増やすと同時にサ責に育てるなど、現状のサ責1名体制から早期に脱却するのが課題である。さらに、「共生サービス」を提供できる事業所としての指定を取得することなど検討していきたい。また、現在の利用者は総合事業の対象利用者や軽介護度の利用者が多いことから将来に備え、介護度の重い利用者確保にシフトしていく必要があるのではないだろうか。

居宅介護支援事業所は、2名のケアマネージャーがそれぞれ目標以上の利用者を担当してきた。ケアプランの有料化について議論されているが、当然ケアプランの質が求められるであろうことを視野に入れ、ケアマネージャーを少なくとも3名体制にし、ケアプランを事業所内で評価し合える体制づくりを進めて行かなければならない。また、3名体制にすることで、特定事業所加算を取得し収入増に繋げていきたい。主任ケアマネの資格取得など課題もあるが、できるところから確実に体制を整えていきたい。

通所介護事業所は毎日ほぼ定員いっぱいの利用者が登録されている。令和元年度1日平均利用者24.3人、利用率82.1%であった。今年度も前年度同様利用率は好調だったといえる。今年度は利用支援の質、介護技術の水準、キャリア不足、業務の流れなどが問題として浮き彫りになり、職員間で話し合いや研修を重ね改善を図ってきた。しかし、まだまだ道半ばであり来年度も引き続き取り組んでいきたい。通所介護も要介護1,2を総合事業に移行という方向性が議論されている。改定時期は別にして、軽介護度の利用者が多いことから今後どのようにシフトしていくのか、経営上の課題である。

L S A事業（東村山市委託）は、昨年度から毎月完了報告書の提出を市から求められた。シルバーピア入居者が救急搬送された件や入居者の安否確認ができなかったことについての報告書の提出を市から求められた。入居者の高齢化が一層進み、対応も複雑になりつつあることから、改めてL S Aの役割や様々な場面に応じた手順の確認などをしていきたい。また、これまで日誌等は手書きだったが、すぐデータ化できるようパソコンで記入することが求められたことも大きな変化だった。

独自ショートは現在休止中だが、今後の方向性について議論を開始し、来年度中には一定の方向性を導き出していきたい。

ほんちょうケアセンターに施設長を配置せず、訪問、居宅、通所の各事業の管理者を中心に事業運営して2年が経過した。これまで施設長が負い、施設長に頼ってきた業務も多く、自事業の事柄でありながら管理者・職員が把握できていない事もあり、当初は混乱することも多くあった。手探り状態ながらも目の前の事柄を一つ一つクリアし、前進しているのも事実である。各事業管理者が自事業をコントロールできる状態こそ、ケアセンター全体が活性化する道であり、その時こそ施設長を配置する意味があるのではないだろうか。

この2年、各事業管理者を中心とした運営が定着してきている。一方で、ケアセンターとしての方針や考えを求められること

村山苑だより

もあり、ケアセンター全体をまとめ、方向性について判断する施設長が必要ではないかとの意見もある。来年度はケアセンターの体制整備のための準備の年にしたい。

3. 生活保護施設事業

村山荘、さつき荘ともに循環型セーフティネット施設という救護施設の機能・役割を果たしていくため、利用者の自立支援、地域移行、他法施設移管に積極的に取り組んだ。居宅生活訓練を村山荘では施設機能強化推進費の特別事業として、さつき荘は独自事業として実施を継続した。両施設で5部屋の賃貸アパートを活用し、施設内の訓練室利用も含めて延べ村山荘37名・さつき荘10名、合計では村山荘1,102日間・さつき荘406日間の訓練実績となった。この生活訓練により、村山荘2名・さつき荘1名が地域生活に移行することができた。村山荘における通所・訪問事業については、独自事業として継続して実施した。一時入所事業も両施設で延べ村山荘12名・さつき荘7名、合計村山荘211日間・さつき荘126日間の受け入れを行った。

生活困窮者自立支援及び社会福祉法人の地域貢献を進めるために、2救護施設が中心となり村山苑中間的就労推進委員会で検討、東社協の「はたらくサポートとうきょう」に参加するとともに、東京都の就労準備訓練（中間的就労）の認定を受けて継続して取り組んだ。

4. 保育事業

社会保障制度を全世代型へ改革することを目的とした「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月）の閣議決定に基づき、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とした施策が急ピッチに進められている。「人づくり革命」では「幼児教育の無償化」や「待機児童の解消」が最重要課題としてあげられた。「幼児教育の無償化」では消費税財源をあて10月より開始となる。そのなか、子ども子育て会議において、2号認定子どもの給食費の保護者負担額について議論がされ、2号認定子どもの副食費相当額4,500円が公定価格から除かれ、保護者負担となった。村山苑4園では、副食費を徴収するにあたって、極力現金扱いを少なくするよう保護者の同意を得て口座引き落としの手続きを行い、徴収することとした。待機児童解消については2019年4月時点では待機児童数は16,722人となり、調査開始後、最も少ない人数となったもののいまだ解消には至っておらず、「子育て安心プラン」に沿って2020年度末までに約32万人の保育の受け皿を、量の拡充と質の向上の両輪で進める方向である。又、そのために必要な人材を確保する為に、保育士等の処遇改善のほか新規の保育士資格の取得、就業継続、離職者の再就職等、様々な支援を総合的に取り組んできている。処遇改善については、人事院勧告に伴い国家公務員の給与改定に準じた保育士等の処遇改善を2019年度の公定価格に反映したほか、保育補助者の資格要件（子育て支援員研修等の受講）の緩和や保育士資格取得支援等も進めると共に、保育士の質の向上のためのキャリアアップ研修の充実によりスキルアップを図っている。

村山苑の保育4園においても、人材確保、保育士等の質の向上に向け、法人・4園で連携を取り推進してきている。

令和元年度は、保育士の業務負担軽減の為にICT化の検討を重ね、12月より導入を行い更なる業務の軽減に努めている。保育従事職員の宿舍借り上げ支援事業においても所管の規程に沿って村山苑の規程を整備して、2019年4月から対象者への手続きを順次行った。

そのほかの取り組みは以下のとおりである。

- (1) 待機児童解消への取り組みとして、つぼみ・ふじみ・ほんちょう保育園が定員を上回る園児の受け入れを継続できた。
- (2) 保育士の人材確保に向けては、法人本部と保育4園で連携を図り、養成校への学校訪問やハローワーク、福祉人材センターが主催する「保育士就職支援研修・就職相談会」、民間保育園協会主催の「2019保育園フェア」立川会場への参加や「就職フェアIN村山苑」を8回開催した。(第1回5/25(土)、第2回6/15(土)、第3回7/22(月)、第4回8/27(火)、第5回9/21(土)、第6回10/19(土)、第7回11/9(土)、第8回12/7(土))
希望の保育士数の確保までには至らなかったが、保育園フェア参加者2名また村山苑フェア参加者2名が採用に至っている。人材確保については、次年度も最重点課題として、継続していく事とする。
- (3) 保育士等の質の向上に向けても、4園で2017年7月1日より、「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」、新たな階層の副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等を引き続き設けた。「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づく研修等の開催も多くなり、各リーダーを中心に基準項目受講へ向け積極的に取り組んでいる。
- (4) 保育士の業務負担軽減のICT化で、「コードモン」を導入し、東村山市3園は12月に、ひよし保育園は2月から使用を開始した。使用にあたっては今後も情報の共有を行い進めていく事とする。
- (5) 地域における子ども・子育て支援に係る取り組みとして、東村山市3園においては、市内エリアごとの「子ども・子育てエリアネットワーク会議」に積極的に参加し、地域の子育て世代が必要とするニーズや意向を把握し、子育て支援に活用できる情報誌作り、イベント等に参画した。又、各園地域の子育て支援の活動をそれぞれの園の特徴を活かし取り組んで来た。(紙芝居屋さん、保育所体験、子育て情報誌の発行、育児相談等)
- (6) 子どもを取り巻く事故、事件の増加を受け、各園マニュアルの見直しや地域の関係機関と連携を取り、情報の共有を行った。また防犯面についてもそれぞれの園の特性を考慮し一層の安全管理に努めた。
- (7) 東京都福祉サービス第三者評価の受審については、前年度に続き本調査を(株)地域計画連合(機構02-002)にて受審し、東京都福祉サービス評価推進機構が定める部分について公表した。
- (8) 東村山市内社会福祉法人連絡会による相談事業「暮らしの相談ステーション」を、ほんちょう保育園・ケアセンターとの連携のもとで実施した。

5. 障害福祉サービス事業

令和元年度の障害福祉サービス事業は、平成30年度に就労継続支援B型、就労移行支援が実績に応じた報酬改定へ移行され、福祉事業センターでは、以下の取り組みを基本にスタートした。就労継続支援B型では、高工賃の還元(3万円以上)及び利用者個々の状況に合わせた作業時間や作業の提供等多様な支援の実施。就労移行支援では、就職率を定員の25%以上の達成及び就労の継続(就職後6カ月以上)と就労に繋がる訓練科目の見直し、利用者の就職先の選択肢の拡大を図ること。就労定着支援では、就労移行との連携の強化を図り就労された方の就労の定着(継続)である。

「働く喜びをすべての人に」の目標の下に、令和元年度方針として、①就労継続支援B型における作業時間の短縮による柔軟な支援体制の充実 ②就労移行支援における訓練活動の見直しによる効果的な利用者支援体制の確保 ③就労定着支援における就労定着(継続)に向けた支援体制の確立 ④各種情報の収集、整理、共有と活用及び職員スキルアップの促進 という4点を掲げ取り組んだ。利用者状況は、障害種別を問わず、知的、身体、精神、発達障害等の利用者を受け入れ(知的障害者が増加傾向)、利用者延べ人数15,878名、1日当たり平均利用者数63.8名(継続B52.7名・移行11.1名)であった。また、登録者数については、定員の80名前後で推移し、年間平均登録者は就労継続B型で65.7名(定員65名)、就労移行で12.6名(定員15名)となり、就労継続支援B型は昨年実績を若干下回り、就労移行では若干ではあるが上回る結果となった。就労継続支援B型の高工賃還元の取り組みでは、年間売上が30,608,160円(昨年30,273,160円)、平均工賃支給額33,657円(昨年33,311円)と前年度実績を若干ではあるが上回ることができた。就労移行支援では、年間4名以上の一般就労者を目標にし、その結果12名の一般就労者を輩出、目標を達成することができた。両事業とも全国平均を上回っているが、次年度の基本報酬単価設定の上では継続Bは昨年度と同等、就労移行は昨年より下位の基本報酬になる結果となった。一般就労した方の就労定着(継続)を目指した就労定着支援事業では、利用契約した方の定着率100%と大きな実績を残すことができた。更に3月末時点での定着支援事業の利用契約者は13名となり順調に利用契約者を増やすことができた。

障害福祉サービスに係る基本報酬の関係では消費税アップに伴う改定、特定処遇改善加算の取得に関する手続等も法人等の協力を得ることで対応することができた。

ここ数年の課題であった人材確保については、一昨年末に職業指導員補助・看護師、年度途中で事務員、年度末で職業指導員補助の退職があったが速やかに補充ができ職員の配置基準上でも安定した1年であった。

村山苑だより

法人単位 資金収支計算書

(自)平成31年4月1日 (至)令和2年3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	909,949,000	909,771,034	177,966	
	保育事業収入	976,304,000	985,931,901	△ 9,627,901	
	就労支援事業収入	32,658,000	31,820,783	837,217	
	障害福祉サービス等事業収入	156,669,000	154,730,024	1,938,976	
	生活保護事業収入	712,688,000	716,526,010	△ 3,838,010	
	医療事業収入	6,712,000	6,587,385	124,615	
	借入金利息補助金収入	1,020,000	1,018,436	1,564	
	経常経費寄附金収入	1,475,000	1,330,540	144,460	
	受取利息配当金収入	146,000	168,545	△ 22,545	
その他の収入	35,127,000	35,388,495	△ 261,495		
	事業活動収入計(1)	2,832,748,000	2,843,273,153	△ 10,525,153	
事業活動による収支	支出				
	人件費支出	2,050,602,000	2,047,772,100	2,829,900	
	事業費支出	382,551,000	366,687,233	15,863,767	
	事務費支出	280,351,000	269,160,676	11,190,324	
	就労支援事業支出	33,405,000	32,241,585	1,163,415	
	社会貢献事業費支出	500,000	168,762	331,238	
	利用者負担軽減額	154,000	122,796	31,204	
	支払利息支出	1,666,000	1,664,199	1,801	
	その他の支出	15,223,000	15,142,995	80,005	
	事業活動支出計(2)	2,764,452,000	2,732,960,346	31,491,654	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	68,296,000	110,312,807	△ 42,016,807	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	111,215,000	111,214,000	1,000	
		施設整備等収入計(4)	111,215,000	111,214,000	1,000
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	15,146,000	15,146,000	0	
	固定資産取得支出	243,060,000	242,069,443	990,557	
	固定資産除却・廃棄支出	61,829,000	61,828,469	531	
ファイナンス・リース債務の返済支出	913,000	911,456	1,544		
その他の施設整備等による支出	1,485,000	1,485,000	0		
	施設整備等支出計(5)	322,433,000	321,440,368	992,632	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 211,218,000	△ 210,226,368	△ 991,632	
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	188,910,000	188,901,467	8,533	
		その他の活動収入計(7)	188,910,000	188,901,467	8,533
	支出				
	投資有価証券取得支出	50,010,000	50,380,500	△ 370,500	
	積立資産支出	152,186,000	152,392,200	△ 206,200	
その他の活動による支出	2,874,000	2,874,000	0		
	その他の活動支出計(8)	205,070,000	205,646,700	△ 576,700	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 16,160,000	△ 16,745,233	585,233	
	予備費支出(10)	0	—	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 159,082,000	△ 116,658,794	△ 42,423,206	
	前期末支払資金残高(12)	1,105,787,065	1,105,787,065	0	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	946,705,065	989,128,271	△ 42,423,206	

村山苑だより

法人単位 事業活動計算書

(自)平成31年4月1日 (至)令和2年3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	909,771,034	911,477,201	△ 1,706,167
	保育事業収益	985,931,901	944,526,930	41,404,971
	就労支援事業収益	31,820,783	29,743,155	2,077,628
	障害福祉サービス等事業収益	154,730,024	151,295,394	3,434,630
	生活保護事業収益	716,526,010	721,809,223	△ 5,283,213
	医療事業収益	6,587,385	6,166,297	421,088
	経常経費寄附金収益	1,330,540	3,183,181	△ 1,852,641
	その他の収益	12,218,188	6,541,588	5,676,600
	サービス活動収益計(1)	2,818,915,865	2,774,742,969	44,172,896
費用	人件費	2,040,672,368	1,988,288,735	52,383,633
	事業費	366,687,233	355,431,783	11,255,450
	事務費	265,074,090	203,224,167	61,849,923
	就労支援事業費用	32,513,840	30,283,931	2,229,909
	社会貢献事業費	168,762	58,144	110,618
	利用者負担軽減額	122,796	125,923	△ 3,127
	減価償却費	132,902,118	126,561,516	6,340,602
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 68,491,314	△ 67,186,973	△ 1,304,341
	徴収不能引当金繰入	0	2,000	△ 2,000
	サービス活動費用計(2)	2,769,649,893	2,636,789,226	132,860,667
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	49,265,972	137,953,743	△ 88,687,771	
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益	1,018,436	1,147,994	△ 129,558
	受取利息配当金収益	168,545	139,243	29,302
	その他のサービス活動外収益	23,170,307	18,036,120	5,134,187
	サービス活動外収益計(4)	24,357,288	19,323,357	5,033,931
	費用			
支払利息	1,664,199	1,972,374	△ 308,175	
その他のサービス活動外費用	15,142,995	13,974,861	1,168,134	
サービス活動外費用計(5)	16,807,194	15,947,235	859,959	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	7,550,094	3,376,122	4,173,972	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	56,816,066	141,329,865	△ 84,513,799	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	111,214,000	180,416,000	△ 69,202,000
	固定資産受贈額	540,000	366,692	173,308
	その他の特別収益	40,000	0	40,000
	特別収益計(8)	111,794,000	180,782,692	△ 68,988,692
	費用			
	固定資産売却損・処分損	176,533,854	14,900,500	161,633,354
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△ 76,249,289	△ 3,287,132	△ 72,962,157
	国庫補助金等特別積立金積立額	107,524,000	174,026,000	△ 66,502,000
	その他の特別損失	1,485,000	0	1,485,000
特別費用計(9)	209,293,565	185,639,368	23,654,197	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 97,499,565	△ 4,856,676	△ 92,642,889	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△ 40,683,499	136,473,189	△ 177,156,688	
繰越活動増減差額の部	繰越活動増減差額(12)	1,485,028,429	1,406,507,240	78,521,189
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	1,444,344,930	1,542,980,429	△ 98,635,499
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	165,791,785	49,500,000	116,291,785
	その他の積立金積立額(16)	133,592,000	107,452,000	26,140,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	1,476,544,715	1,485,028,429	△ 8,483,714

村山苑だより

法人単位 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増減	科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	1,196,196,674	1,259,443,516	△ 63,246,842	流動負債	310,333,151	259,999,145	50,334,006
現金預金	940,465,380	1,035,280,790	△ 94,815,410	事業未払金	60,037,792	49,199,300	10,838,492
事業未収金	187,284,404	175,471,868	11,812,536	その他の未払金	66,569,139	792,234	65,776,905
未収補助金	59,744,611	40,525,199	19,219,412	1年以内返済予定設備資金借入金	15,146,000	15,146,000	0
未収収益	47,616	0	47,616	1年以内返済予定リース債務	794,448	911,456	△ 117,008
貯蔵品	21,870	27,661	△ 5,791	未払費用	49,642,665	60,745,053	△ 11,102,388
仕掛品	96,367	159,762	△ 63,395	預り金	10,798,755	8,787,815	2,010,940
立替金	100,000	2,098,757	△ 1,998,757	職員預り金	19,955,352	34,069,287	△ 14,113,935
前払金	71,700	161,100	△ 89,400	賞与引当金	87,389,000	90,348,000	△ 2,959,000
前払費用	8,396,393	5,815,379	2,581,014				
前払費用(一年基準)	25,333	0	25,333				
徴収不能引当金	△ 57,000	△ 97,000	40,000				
固定資産	4,084,179,842	4,068,688,976	15,490,866	固定負債	320,712,988	340,902,868	△ 20,189,880
基本財産	915,224,324	1,089,095,804	△ 173,871,480	設備資金借入金	85,727,000	100,873,000	△ 15,146,000
建物	915,224,324	1,089,095,804	△ 173,871,480	リース債務	1,787,508	2,581,956	△ 794,448
その他の固定資産	3,168,955,518	2,979,593,172	189,362,346	退職給付引当金	231,679,730	236,097,912	△ 4,418,182
建物	730,660,980	587,332,325	143,328,655	役員退職慰労引当金	1,518,750	1,350,000	168,750
構築物	46,945,030	51,432,539	△ 4,487,509				
機械及び装置	229,384	360,044	△ 130,660	負債の部合計	631,046,139	600,902,013	30,144,126
車輛運搬具	1,140,240	485,445	654,795				
器具及び備品	56,704,123	60,587,784	△ 3,883,661	純資産の部			
建設仮勘定	43,463,600	24,461,684	19,001,916	基本金	240,968,676	240,968,676	0
有形リース資産	311,446	524,283	△ 212,837	第1号基本金	240,968,676	240,968,676	0
権利	1,924,698	1,924,698	0	国庫補助金等特別積立金	979,592,791	1,016,809,394	△ 37,216,603
ソフトウェア	17,114,196	2,031,715	15,082,481	その他の積立金	1,952,224,195	1,984,423,980	△ 32,199,785
無形リース資産	2,270,512	2,969,130	△ 698,618	人件費積立金	191,400,000	191,400,000	0
投資有価証券	50,380,500	100,000	50,280,500	施設・設備整備積立金(措置)	473,861,950	431,459,950	42,402,000
退職給付引当資産	231,679,730	236,097,912	△ 4,418,182	都施設・設備整備積立金	114,371,780	183,536,680	△ 69,164,900
人件費積立資産	191,400,000	191,400,000	0	施設設備整備積立金	94,000,000	151,188,400	△ 57,188,400
施設・設備整備積立資産(措置)	473,861,950	431,459,950	42,402,000	人件費積立金(保育)	171,450,000	171,450,000	0
都施設・設備整備積立資産	114,371,780	183,536,680	△ 69,164,900	保育所施設・設備整備積立金	687,675,239	617,175,239	70,500,000
施設設備整備積立資産	94,000,000	151,188,400	△ 57,188,400	都・市保育所施設設備整備積立金	8,339,575	8,339,575	0
人件費積立資産(保育)	171,450,000	171,450,000	0	移行時特別積立金	187,746,452	206,494,937	△ 18,748,485
保育所施設・設備整備積立資産	687,675,239	617,175,239	70,500,000	工賃変動積立金(就労)	1,892,934	1,892,934	0
都・市保育所施設設備整備積立資産	8,339,575	8,339,575	0	設備等整備積立金(就労)	5,936,265	5,936,265	0
移行時特別積立資産	187,746,452	206,494,937	△ 18,748,485	授産時不況時保証積立金	9,122,265	9,122,265	0
工賃変動積立資産(就労)	1,892,934	1,892,934	0	授産時機械設備積立金	6,427,735	6,427,735	0
設備等整備積立資産(就労)	5,936,265	5,936,265	0	次期繰越活動増減差額	1,476,544,715	1,485,028,429	△ 8,483,714
授産時不況時保証積立資産	9,122,265	9,122,265	0	(うち当期活動増減差額)	△ 40,683,499	136,473,189	△ 177,156,688
授産時機械設備積立資産	6,427,735	6,427,735	0				
差入保証金	29,710,300	26,836,300	2,874,000				
長期前払費用	4,086,584	25,333	4,061,251				
その他の固定資産	110,000	0	110,000	純資産の部合計	4,649,330,377	4,727,230,479	△ 77,900,102
資産の部合計	5,280,376,516	5,328,132,492	△ 47,755,976	負債及び純資産の部合計	5,280,376,516	5,328,132,492	△ 47,755,976

財 産 目 録

令和2年3月31日現在

I 資産の部		5,280,376,516 円
(1) 流動資産	1,196,196,674 円	
(2) 固定資産	4,084,179,842 円	
ア 基本財産	915,224,324 円	
イ その他の固定資産	3,168,955,518 円	
II 負債の部		631,046,139 円
(1) 流動負債	310,333,151 円	
(2) 固定負債	320,712,988 円	
III 差引純資産		4,649,330,377 円

※ 拠点毎の報告を含め、詳細をホームページにて公表しています。
また法人本部及び各施設の事務所に閲覧可能です。

独立監査人の監査報告書


令和2年5月24日

社会福祉法人 村山苑
理事長 品川 卓正 殿

植田哲公認会計士事務所
東京都小平市
公認会計士

植田 哲 

中村公認会計士事務所
東京都立川市
公認会計士

中村 徹 

<計算関係書類監査>

監査意見

私たちは、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人村山苑の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正文は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正文は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私たちは、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人村山苑の令和2年3月31日現在の令和元年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私たちは、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私たちの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。


以上

監査報告書

令和2年5月25日

社会福祉法人 村山苑
理事長 品川 卓正 殿

監事

長田 皓子 

監事

岡部 雅人 

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人公認会計士 植田 哲氏、公認会計士 中村 徹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

新任職員より一言

村山荘

介護職員 池田 晃

新任職員より一言という課題に、正直、戸惑っています。そこで、入荘して四か月経った今現在の「思い」を一言、綴ることにしました。それは、「プロ意識にこだわらる」という思いです。「今更かよ」という突込みも聞こえてきそうですが、ここで敢えて触れたくなったのは、ちよつとした配慮、気づきが、支援に繋がって行かない、あとほんの一步踏み出していただくと悔やむことが、これまでに少なからずあったためです。これは何よりも、自身のプロ意識の低さに起因するものではないかと考えています。ボランティアでやっているのではない、アマではなくプロなのだ、という意識があれば、誰かほかの人がやってくれるだろう、とか、まだやる必要はないだろう、と考えるのではなく、「自分が、今、やる」となるはずです。利用者の立場に立って、何が求められているのかを考え実行する、言うは易く行うは難しかもしれません、やるべきやない！

ハトホーム在宅サービスセンター
機能訓練指導員 川村 裕一

はじめまして。四月から縁あってこちらで働かせていただくことになりました。よろしくお願ひ致します。さて、私の仕事である機能訓練指導員という仕事ですが、とてもやりがいのある仕事だと感じています。入職してまだ五か月足らずですが、ほとんどの利用者様が訓練に前向きであり、こちらが熱意を持って接すればそれに応えてくれるからです。

前向きな方は少しずつではありませんが、しっかりと成長を見せてくれます。利用者様は全員私より年上の先輩ですので「成長」というのは少し生意気な言い方かもしれませんが、以前はできなかったことがだんだんと出来るようになってくるという「成長」を見られるのは、私にとって仕事をやる上での喜びでもあります。

「成長」で応えてくれる利用者様の期待にこちらも応えられるように一人一人としっかりとコミュニケーションを図りながら私も成長していきたいと思ひます。

つぼみ保育園

保育士 芥川 蘭

四月からつぼみ保育園で三歳児（まつぼっくり）クラスの担任をさ

せて頂いております。

早いもので四ヶ月、が経ちました。「子どもや保護者の気持ちに汲み取り、心の拠り所となるような保育士になり、家庭や地域と共に子どもの成長を支えたい」その気持ちで学んできた大学四年間。

元気で個性豊かな子どもたちに囲まれながら、保育士として担任としての生活が始まってみると、悩むことが多く、日々の生活を送る事で一杯でした。子どもたちに試される事も多く、自分が思うように保育を進める事が出来ず、思わず涙が出そうになることもありました。それでもこの四ヶ月、親身に相談を聞いてくださる先輩方から助言や指導を頂きながら、模索し関わっていく中で子どもたちとの関係が築けてきた事を感じ、嬉しさと充実感のある毎日を送る事が出来ています。

まだまだ慣れない事や分からない事、失敗や悩みもありますが、これからも子どもたちと一日一日を大切にしながら自分の目指す保育士像に近づけるよう保育していきたいと考えています。

ほんちよう保育園

保育士 中村 桃子

はじめまして。四月からほんちよう保育園に入職した中村桃子です。私は、幼い頃、保育園の担任の先生

に憧れて保育士になりたいと夢を持ちました。その夢は変わることはなく、大きくなり昼間は保育園でアルバイト、夜間は学校へ通い、三年前晴れて夢だった保育士になりました。

ほんちよう保育園で働き始め、新しい環境の中不安だらけの毎日でしたが、先輩方や保護者の方が温かく笑顔で迎えてくださり、不安だった気持ちがいつの間にか消え、毎日子ども達と楽しく過ごしております。

ほんちよう保育園は高齢者施設も併設されており地域交流があったりと、隣には広い公園があったりと、子ども達が伸び伸び成長できる環境が整っているなど日々良さを実感しています。

今年はコロナウイルスが流行してしまい、四月から自粛要請があつて保護者の方はじめ子ども達も不安を抱えたと思います。六月からの登園の子も多く、約二か月遅めのスタートの環境の中でしたが、ようやく子ども達も慣れてきてくれ笑顔で過ごせる時間が増え、成長する姿に驚きと嬉しさでいっぱいです。

コロナウイルスが収束しない環境での生活ですが、子ども一人一人の発達に合わせて関わりを持ち、楽しく過ごしていきたいです。また、保育者や保護者の方と連携を取りながら一緒に喜びを共感し合ひながら成長出来たらと思っております。皆様どうぞよろしくお願い致します。

施設通信

△さつき荘▽

さつき荘で行っている感染症対策

相談員 大坂 友美

新型コロナウイルスによって、生活を変えることを余儀なくされています。さつき荘でも、利用者のみなさまに変更や自粛をお願いしていることがありますのでご紹介します。

- ・中止していること
- 日課の散歩、感染リスクの高い行事（一泊旅行、日帰り旅行、お楽しみ食事会、外食会）
- ・自粛をお願いしていること
- 交通機関を使う外出
- ・徹底をお願いしていること
- 外出時のマスク着用、帰荘時のアルコール消毒、食事前の手洗いがいい

上記以外にも、利用者さんが複数で密集する場面は作らないようお願いしています。これまでのさつき荘では食事の時間が近づくと、食堂の前の廊下に利用者さんが集まって話をしながら食事を待っている状況でした。食事の二十分前



くらいから徐々に集まりだし、開始直前には十〜十五名ほど壁際に並んでいる状態でしたが、密接に近づいて会話することになってしまったため止めていただき、食事開始の放送を流してから食堂に入っていたかどうかのようにしました。ご飯の盛り付け、配膳も職員が行っています。

未知の感染症にかからないため、協力し合って乗り越えていきたいと思えます。

△ほんちようケアセンター▽

窓越しでのふれあい

ケアマネージャー 野崎 礼

ほんちようケアセンターは開設より九年が経ちました。これも働く職員、地域の皆様などの協力があってこそだと感謝しております。

当センターでは通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業、ライフサポートアドバイザー（市の委託事業）の四事業を二十七名の専門職で担っています。

当センターの一番の特徴である保育園との合築ならではの園児交流を「日常的な交流」を始め「季節ごとの行事」を通じ行っています。

今年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、センター内での交流は中止せざるを得ない状況ですが、何とか安全に少しでも交流ができるようにと、窓越しの交流ができるような工夫をしています。登園時などに見てもらえるよう、窓に飾り付けをしました。また、保育園の夏まつりの日には、園庭から窓越しに、「ワッショイ！ワッショイ！」と園児たちが元気よく神輿を見せに来てくれました。ご利用者の皆さんも、一緒に掛け声と手拍子で応援し夏祭り気分を楽しみました。毎年、園児を呼んで行っている納涼会と一緒にできま



せんでしたが、ご利用者と職員で盆踊りや射的などの縁日らしいレクリエーションを楽しみコロナ禍でも皆さん元気に頑張っています。次年度は節目の十年となります。東村山市では初となる幼老統合施設として、初心に戻り新たな気持ちで輝きのある施設にしていきます。

△福祉事業センター▽ 就労定着支援事業

就労定着支援員 白田 誠寿

障害者雇用担当者から「障害者の就労支援に追い風が吹いている」との声が聞こえます。改正障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法において、事業者に対して合理的配慮の提供義務が課され、事業者（雇用側）に「働きやすい環境整備」が求められました。また障害者雇用率の引き上げから、「活躍できる仕事」の選択肢が増えたのも要因の一つに挙げられます。「働く喜びをすべての人に」のもと、就職後の「働き続けるサポート」として平成三十年十月から就労定着支援事業を開始、現在十六名が利用しています。支援内容は、当事者の「①働く悩みごと」に「②社会資源を活用」し解決のプロセスを構築する。「③自立した生活の実現」に向けて支援を調整することです。事業者から「合理的配慮、働きやすい環境とは？」や「雇うだけで育成はどうしたらいい？」等の声に個別対応し、当事者の「活躍する舞台（環境）」を整えていくことが主な事業内容になります。支援期間は三年、当事者の思わぬ成

すべての事業主の皆さま

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正（平成28年4月1日施行）

合理的配慮は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個別性が高いものです。したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。合理的配慮は個々の事情がある障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべきものです。

Point 3 相談体制の整備・苦情処理 紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

自主的解決が図れない場合は、都道府県労働局長が当事者からの求めに応じ、必要な助言、指導または勧告を事業主又は障害者に対して行うとともに、必要と認めるときは第三者による調停を行わせます。

厚生労働省

障害者の差別禁止及び合理的配慮等リーフレットより抜粋

Point 1 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別が禁止されています。

<募集・採用時>

- ◆単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

<採用後>

- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること

など

△むらやまえん生活相談所▽

むらやまえん生活相談所とは？

責任者 本間 克也

むらやまえん生活相談所は七年前の平成二十五年十二月に事業を開始しました。この事業は、村山苑が独自の財源を活用し、制度にないサービスを地域に提供しているものです。内容は、地域に対する相談業務で、従来の制度によるもののように、対象者や内容を限定しません。それに加え、一番大きな違いは、経済的な支援を行うことです。生命維持のための最低限ではありますが、即応的に対応してきており、現在までに四十五件の対応をしてきました。

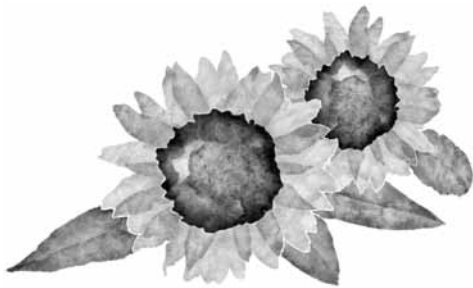
なぜ、この事業を始めたのでしょうか？

雇用形態の変化により、格差の広がりが顕著になってきた中、生活保護受給者の増加や、コミュニケーションの崩壊による孤立死の顕在化など、いろいろな問題を抱え、

長に接すると「社会と繋がる」ことの大切さを痛感します。「働き続けることを共有」し、一人一人が社会の一員として活躍出来るよう、個別支援の提供に心掛けています。

生活に困窮する人たちの増加に対し、今までの制度・サービスではその対応が困難となってきました。そこで、制度にはない新たなサービスが必要になってきたのです。それは、いろいろな状況に対応し、制度やサービスを横断的・統合的に活用することと、待ったなしに訪れる生命の危機に対応するため機動性があるものではないと意味をなさないので、それらを踏まえて実施されているのが、この事業なのです。

今後については、今までの活動の継続とともに、この地域に必要なとされる新たなサービスの創設に関わっていきたくと考えています。



新型コロナウイルス感染症対策について

生活保護施設事業グループ

施設通信(さつき荘)にあります通り、利用者職員共々、「三密を避ける」「マスク着用」「検温等による体調チェック」を引き続き実施しています。

障害福祉サービス事業グループ

福祉事業センターは、通所施設であることから「持ち込まない!持ち出さない!」をモットーに次のように取組んでいます。毎日、利用者・職員の検温、体調を含め記録し、三十七℃以上の場合には休むようにしてリスクの回避を図っています。外来者も同様とし体温、連絡先の記載等をお願いしています。館内の消毒(換気)もチェック表を作成し毎日二回以上実施しています。また、対応方法が一目でわかるマニュアルを作成し周知を図っています。

介護保険事業グループ

村山苑高齢者グループでは、国や東京都から示されている対応についての留意点を基本とし、感染拡大防止の対策を徹底しています。手洗い・消毒の徹底、マスクの着用、「3つ

の密」を避ける行動の他、施設内の消毒や換気などの環境整備、入居者・職員の毎日の検温などの健康管理、外来者への協力要請など、通常の対応をさらに強化しています。また、ご家族やボランティア等の皆様にはご面会の制限や活動の休止にごご理解ご協力をいただいております。また、ご協力をお願いしております。

保育事業グループ

今年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、保育4施設が保育のひとつひとつに確認と検討を行いながらの日々が続いております。

行事につきましては、「密集を避ける」「できるだけ外からの人の出入りを避ける」ということにポイントを置き、縮小しながら行っております。また、感染者が発生した時の保護者の皆様への周知基準等定めお知らせをさせて頂いたと共に、園内のマニュアル作成を行いました。これからも保護者の皆様と情報共有を行いながら、「子どもたちの最善の利益」を守りながら感染予防に努めて参ります。

村山苑が経営している施設

- 〒189-0024 東京都東村山市富士見町2-7-5
●法人本部 ☎042-3993-8496
- むらやまえん 生活相談所 ☎042-313-0301
- 村山荘(救護施設) ☎042-3991-1262
- ハトホーム(特別養護老人ホーム) ☎042-3993-7574
- ハトホーム在宅サービスセンター ☎042-3998-2555
- 福祉事業センター(障害福祉サービス事業) ☎042-3995-3636
- ふじみ保育園(保育所) ☎042-3994-9936
- 〒189-0024 東京都東村山市富士見町2-8-2
●さつき荘(救護施設) ☎042-3996-2244
- 〒189-0024 東京都東村山市富士見町2-2-2
●つほみ保育園(保育所) ☎042-3993-6400
- 〒189-0014 東京都東村山市本町3-43-1
●ほんちよう保育園(保育所) ☎042-3999-2100
- ほんちようケアセンター(高齢者施設) ☎042-3999-2102
- 〒185-0032 東京都国分寺市戸倉2-27-6
●ひよし保育園(保育所) ☎042-843-0202
- 〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-3-32
●第2ハトホーム(特別養護老人ホーム) ☎042-497-3200

▲あとかき▼

いまだに新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらず、様々な施設行事の中止及び延期を余儀なくされております。保育園では夏恒例のプール遊びを中止し、園庭での水遊びや泥んこ遊びを楽しんでいます。また、施設では、職員や利用者の皆さんの手洗い・うがい・消毒はもちろんですが、建物内の消毒・換気をこまめに実施し、感染症予防に日々取り組んでいます。この事態を職員一丸となって乗り越えていきます。引き続き、皆様のご支援のほど宜しくお願いいたします。(Y・S)

―表紙の写真―

「白河市 白河城」

提供者 Y・A氏

本誌は本人同意のもとに写真・作品等を掲載しております。

* * *
ご意見・ご感想等お気付きの点がございましたら、左記へお寄せ下さい。

令和二年九月吉日 発行
東京都東村山市富士見町二一七―五
社会福祉法人 村山苑
発行者 品川卓正
印刷所 東京都同胞援護会事業局
東京都墨田区両国四―一―八